

データセンター構築等支援補助金の創設について

データセンターは、電子メール、ホームページ、動画配信等のサービスや、企業・自治体向けの情報処理など、多様なITサービスの提供拠点や大量の情報集約拠点として重要性が高まってきており、県内情報通信産業等への経済波及効果も期待されることから、データセンターの岡山県内への誘致を促進するため、新たな優遇制度を創設する。

【制度の概要】

1 補助対象者

岡山県内にデータセンターを新規に整備（増設を含む。）し、それらを用いて情報処理システムの構築、運用等に係る付加的な情報処理役務を提供する事業者

2 補助要件

以下の（１）かつ（２）の要件を満たす事業者

（１）新規常用雇用者

3名以上

（２）設備投資額

大企業 2億円以上

中小企業 1億円以上

3 補助内容

（１）電気料金に対する補助

電気料金×1/2（限度額2千万円/年）

（２）人件費に対する補助

新規常用雇用者数×30万円/年（限度額5百万円/年）

4 補助期間

事業開始後 3年間

5 認定期間

平成23年度～平成25年度（3年度間）

6 その他

新岡山県企業立地促進補助金及び企業誘致のための助成制度を制定している市町村から助成を受けてデータセンターを整備する場合にも適用するものとする。